

進化する悪質商法

商取引に不慣れな高齢者などの社会的弱者を狙った悪質商法は多種多様で、正当な商行為を仮装して市民生活の中に入り込み被害を与えています。

このような悪質商法は、社会情勢を反映して進化し、さまざまな手口が生まれています。手口を理解して自己防衛を図りましょう。

ここで紹介した手口以外にも多種多様なものがあります。訪問販売などでの契約は、期間が過ぎればクーリング・オフ（無条件解約）ができなくなり、少しくらいでもおかしいと思ったら早めに市の消費生活センターや筑紫野警察署などの相談窓口にお問い合わせください。

●消費生活センター  
12頁をご覧ください

●筑紫野警察署

☎(929)0110

悪質商法の手口

利殖商法	点検商法	押しつけ商法
<p>「高額配当」「絶対もうかる」などと虚偽の投資話をして多額の出資金をだまし取り、解約したいと申し出ても、「担当者がいけないのでわからない」などと言い訳をしてなかなか解約にも応じず、しばらくすると連絡が取れなくなります。</p> 	<p>点検業者を装って訪問し、不安をあおって必要のない工事を施工し割高な料金を請求したり、点検の後で高額な浄水器などを売りつけたりします。</p> 	<p>主に高齢者宅を訪問し、口実を設けて家に上り込み、商談中に大きな声で威圧して、高額な布団などを売りつけ、承諾するまで居座ったりします。</p> 
靈感商法	S F 商法 (催眠商法)	かたり商法
<p>主に高齢者宅を訪問し、先祖の因縁などを理由に不安をあおりながら勧誘し、印鑑や表札などを売りつけ、高額な代金をだまし取ります。</p> 	<p>高額な商品売りつける目的を隠して地域住民を販売会場に呼び集め、その場を熱狂的な雰囲気を作り上げて冷静な判断を失わせ、高額な商品を購入させます。</p> 	<p>消防署、上下水道課などの行政機関や有名企業の職員を装って訪問し、設置義務などを理由に割高な消火器や感知器、浄水器などを売りつけられます。</p> 
マルチ商法	押し買い	送り付け商法 (ネガティブ・オプション)
<p>「新たな会員を増やせば増やすほど高い紹介料が得られる」などと言って商品を販売または新会員を勧誘させるもので、「商品を買うお金がない」と言っても「絶対もうかるから」と借金をさせてでも商品を買わせます。</p> 	<p>予告なしに訪問し、「不要な貴金属などを譲って欲しい」などと言って貴金属や宝飾品などを強引に安い価格で買い取っていきます。</p> 	<p>注文していない商品を勝手に送り付け、その人が断らなければ買ったものとみなして、代金を一方的に請求してきます。</p> 

筑紫野警察署からのお知らせ

性犯罪被害に遭わないために



平成29年中の福岡県内における性犯罪発生件数は、**411件**でした。平成28年中より24件(約6%)減少しているものの、**全国ワースト7位**という高い発生件数となっています。  
性犯罪の犯人は無防備な女性を狙っています。警戒心を持つことでターゲットにならないようにしましょう。



防犯対策

- ◆ 帰宅時は、人通りの多い道や明るい道を選び、複数で行動する。
- ◆ 帰宅時は、周囲を警戒し、ときには振り返るなど警戒をアピールする。
- ◆ 携帯電話を使いながら、イヤホンで音楽を聴きながら、メールをしながらなどの「ながら歩き」は、周囲への警戒が弱くなるのでしない。